

議第63号

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例
京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を次のように改正する。
第10条前段中「8,300円」を「8,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

提案理由

使用料の適正化を図る必要があるので提案する。